

生長の家社会事業団
創立七十年記念事業
ご奉讃のお願い

谷口雅春先生より託された
聖なる使命実現のために

公益財団法人生長の家社会事業団

代表理事（理事長）久保文剛

趣意書

合掌、ありがとうございます。

公益財団法人生長の家社会事業団は、平成二十八年（二〇一六年）一月八日、法人創立満七十年の記念すべき日を迎えます。

顧みれば、大東亜戦争終戦直後の昭和二十年十一月、谷口雅春先生は、戦後復刊第一号の『生長の家』誌に「爰に吾等は生長の家社会事業団を設立し、生長の家誌友の協力を得て日本救国の一大運動たらしめんことを期す。」との宣言とともに十項目にわたる日本救国・世界救済の大構想を発表されました。

それは、戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言とも称すべきものであり、日本国実相顕現を熱祷された谷口雅春先生が、その後に展開された幾多の国民運動の原点でもありました。

- 一、政治結社『全国精神主義聯盟』の創立（注、綱領案に天皇帝護持明記）
- 二、理想農場の経営
- 三、生長の家家庭光明寮の再開
- 四、小学校、中学校、女学校、大学等、総合学園の設立
- 五、戦災その他の事情による父母なき幼児の保育園及び一般幼稚園の経営
- 六、図書館の設立
- 七、無料診療所の開設
- 八、万国宗教親善協会の設立
- 九、欧米科学文献及び文学書類の翻訳
- 十、社会経済研究所の設立

また特筆すべきは谷口雅春先生は、法人創立にあたり生長の家大神から天降った神示、聖經（甘露の法雨・天使の言葉・続々甘露の法雨・日々読誦三十誦経・聖使命菩薩讚偈等）、『生命の實相』、『真理』、『大日本神国観』、『青年の書』、『人生読本』等の生長の家の教義の真髄にあたる基本聖典・聖經の著作権を生長の家社会事業団の永続的基盤となる基本資産としてご寄附されたことです。

法人創立後、谷口雅春先生は御自ら初代理事長にご就任され、また谷口輝子先生も副理事長にご就任されて、まさに戦後復興・祖国再建の礎となるべく生長の家社会事業団の陣頭指揮を執られました。

しかしながら、時あたかも連合国軍による苛烈な占領政策下において谷口雅春先生は公職追放に遭われ、誠に残念なことながら右の十項目にわたる大構想を全面的に推進することは困難な状況に陥りましたが、戦災孤児の収容を嚆矢とする児童養護施設生長の家神の国寮の運営や台湾、韓国、ドイツ、フランスをはじめとする海外拠点での聖典・聖經の翻訳出版の支援事業等を

中心に歩んでまいりました。

今日、創立者谷口雅春先生が御昇天されてはや三十年、先生の御警咳に接した方々も次第に少なくなる中、谷口雅春先生の偉大なる御事績と御教えを正しく純粹に歪み無く後世に伝え、谷口雅春先生のご恩に報いるため、私どもは法人創立にあたって示された尊師谷口雅春先生の切なる御悲願にあらためて回帰し、谷口雅春先生より託された聖なる使命実現のために、以下に掲げる五つの「法人創立七十年記念事業」に邁進することを決意致しました。

第一の事業 著作権の護持と聖典・聖經の刊行

創立者谷口雅春先生から当法人の基本財産（不可欠特定財産）として託された『生命の實相』、『眞理』、『聖經甘露の法雨』等は、人間神の子、罪無し、病無しの根本眞理によって数多の人々を人生苦・病苦等の桎梏から解放してきた福音であり、まさに釈迦・キリストの教えを完成する人類の至宝ともいふべきものです。

私たちは谷口雅春先生がお説き下さった御教えが未来永劫に正しく伝えられるように、これら聖典・聖經の著作権を断固として守り抜き、新編生命の實相、聖經一切経をはじめとする聖典・聖經を日本国内において永続的に陸続と刊行し続けることができる盤石な体制を整えます。

更に、海外各国においてもこれら聖典・聖經を翻訳出版できるように支援し、谷口雅春先生の世界救済の御悲願実現に向けて前進します。

第二の事業 「谷口雅春先生記念図書資料館」の拡大充実と

眞理の燈台としての図書資料館分館の全都道府県での設置

現在、東京都国立市に設置している「谷口雅春先生記念図書資料館」の一層の拡大充実を図り、谷口雅春先生のすべての著作物を含む図書資料・音声・映像等を収集整理します。そして、ここに来れば神誌を含む谷口雅春先生の御生涯にわたるすべての御文章を拝読することが出来、谷口雅春先生の貴重な音声・映像に接することが出来る図書館への拡充を目指します。

更に、全国各都道府県に「谷口雅春先生記念図書資料館分館」の設置を目指す。指し、各地域において国家と人々を救う眞理の燈台としての使命を果たします。

第三の事業 日本一の「児童養護施設生長の家神の国寮」の実現と

青少年健全育成のための「青少年練成会」の開催

谷口雅春先生は昭和二十年九月、当時巷に溢れていた戦災孤児を保護養育するための施設を東京都港区赤坂に設置され、草創期には卒業して就職する児童から谷口雅春先生が親代わりに挨拶を受けられたり、谷口輝子先生もク

クリスマス会等に再三慰問されるなど孤児の養育に尽力されました。爾来七十年間にわたって児童養護施設生長の家神の国寮（現在は東京都国立市に所在）として数千人に及ぶ児童の養護・養育に貢献してまいりました。今日、連日のような悲惨な虐待事件の報道に心を痛めるところでござりますが、虐待等により心身に重篤な障がいを受けて入所した子ども達が、幸せな人生を歩み直すことが出来るように、人間神の子の神性・仏性を拝み引き出す「生命の教育」と「日本的養護・養育」を実践する日本一の児童養護施設の実現を目指します。

また、青少年の健全育成事業として、尊師谷口雅春先生の御教えを次世代の世界と日本の柱となる青少年に伝える「青少年練成会」を全国各地で開催することに全力で取り組み、次代を支える青少年を生み出します。

第四の事業 尊師の御教えを正しく純粹に学び伝える「生長の家教義研修講座」の開催と講師養成

創立者谷口雅春先生の偉大なる御教えを正しく純粹に深く学ぶ場として「生長の家教義研修講座」を全国各地で開催し、尊師の御教えを永遠に伝えていきます。そして、研修講座の全課程を修了した方々のうち希望者には、御教えの奥義を学び語る講師として「生長の家社会事業団講師」の称号を授与し、谷口雅春先生の日本救国・世界救済の御悲願実現に協賛・邁進する団体との共催行事や後援行事等への講師派遣を積極的に行います。

第五の事業 「谷口雅春先生記念館」建設に向けて

将来的には「谷口雅春先生記念図書資料館」を発展的に拡充させ、谷口雅春先生の偉大な御業績を未来永劫に伝え、谷口雅春先生の息吹に接することができるような温故資料館としての機能と、更に青少年健全育成のための研修機能を併せ持つ「谷口雅春先生記念館」の創設実現に向けて取り組みます。

谷口雅春先生は、昭和五十五年二月二十九日、「生長の家全国代表者会議」のご結語で次のようにお説き下さいました。

「皆さんが救世主なんだ。僕一人が叫んでみても仕方がない。皆さんが谷口雅春で、皆さんが救世主で、そして人類を滅亡から救う役割をもっておられるのが皆さんである。」

心を澄ませば今も谷口雅春先生の切々たるお声が耳朶に響いてまいります。私共は、かかる尊師の聖なる信託にお応えすべく、法人創立七十年の記念事業として、谷口雅春先生の御業績を永遠に後世に伝える事業を成し遂げてまいる所存であります。

つきましては以上の趣旨を御理解下さり、何卒、「生長の家社会事業団創立七十年記念事業」への絶大なお力添えを賜りたく心からお願ひ申し上げます。

「生長の家社会事業団創立七十年記念事業奉賛募金」要項

一、募金方法

募金は次の二つの形式で行います。(併用も可能です)

一括献資

一口三十三万円を一括してご献資いただくものです。又、可能な方は、三〇百万円のご献資をお願いします。なお、分割でのご献資も可能ですので、ご希望の方は遠慮なくお申し出下さい。

年払い献資

生長の家社会事業団を永きにわたり支えていただくために、毎年一回、年払いでご献資いただくものです。金額は次のいずれかです。

- A 賛助会費 年額 一万五千元
- B 護持会費 年額 三万円
- C 特別会費 年額 五万円以上

二、振込先

郵便振替をご利用の場合

口座記号番号 00140 1 657657

加入者名 公益財団法人生長の家社会事業団

(ご連絡いただきますと、送金料無料の郵便振替払込用紙をお送りいたします。郵便局備付けの払込用紙もご使用になれますが、その場合は必ず通信欄に「記念事業」とご記載ください。)

銀行をご利用の場合

三井住友銀行 国立^{くにたち}支店

普通預金口座 0921544

名義 公益財団法人生長の家社会事業団

(銀行振込でご送金の場合は、入金内容の確認及び受領証明書等のお届けのため必要ですので、必ず、郵便又はFAX等で、ご住所・ご氏名等をお知らせください。)

三、事務取扱及び連絡先

〒一八六一〇〇〇三 東京都国立市富士見台二丁目三十九番地の一

生長の家社会事業団創立七十年記念事業事務局

(理事長 久保文剛、推進担当理事 國弘昭義、会計担当理事 岡村佳明)

電話 (〇四二)五七二一八七七〇 FAX(〇四二)五七三一八七七〇

注一 税務上の恩典について

本募金への「寄附は、国家公共に貢献する寄附金ですので、所得税法及び法人税法に規定する「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」として、所得税又は法人税の寄附金控除の対象となります。

毎年の確定申告時に、控除の「申告に必要な「寄附金受領証明書」をお届けします。

また、東京都条例の指定を受けていますので、「寄附者が東京都民の場合は、所得税の確定申告の際に、都住民税の寄附金控除を受けることができます。

注二 募金の適正な執行と「報告」について

本募金への「寄附は、本趣意書及び募金要項により、明確に使途が指定されていますので、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第二十二條第三項第五号又は第六号に規定する、使途の指定された受取寄附金として、同条第五項に規定された事項につき、法令上の措置を講ずるとともに、「公益法人会計基準（内閣府公益認定等委員会設定）」及び「公益財団法人生長の家社会事業団寄附金規程」の定めに従い、「指定寄附金」として厳正に收受及び保有し、評議員会・理事会・監事の監督の下、公益目的事業として適正に執行します。

決算については、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットのホームページ等により情報公開しております。

注一の「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」に本創立記念事業が該当することについて

第一の事業 著作権の護持と聖典・聖經の刊行

公益財団法人生長の家社会事業団定款第三条（目的）に掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等」及び同定款第四条（事業）第一項第二号（精神文化振興事業）イに掲げる「著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

第二の事業 「谷口雅春先生記念図書資料館」の拡大充実と真理の燈台としての図書資料館分館の全都道府県での設置

公益財団法人生長の家社会事業団定款第三条（目的）に掲げる「宗教教典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興」及び同定款第四条（事業）第一項第二号（精神文化振興事業）イに掲げる「谷口雅春先生記念図書資料館（図書館法第二条第一項に規定する図書館であつて、特に世界各国の宗教聖典を主とする図書資料の収集、整理、編纂、保存、一般公衆への利用に供し、その教養、調査研究棟に資するとともに、併せて図書資料のうち社会的に有益かつ可能な著作物について各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等を行う施設）の設置運営事業」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

第三の事業 日本一の児童養護施設生長の家神の国寮の実現と青少年健全育成のための「青少年練成会」の開催

公益財団法人生長の家社会事業団定款第三条（目的）に掲げる「諸種の社会事業によつて生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行う」及び同定款第四条第一項第一号に掲げる「宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成事業」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

第四の事業 尊師の御教を正しく純粹に学び伝える「生長の家教義研修講座」の開催と講師養成

公益財団法人生長の家社会事業団定款第三条（目的）に掲げる「社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与」及び同定款第四条第一項第二号に掲げる「精神生活改善による、より良い社会の形成の推進のため、精神身体医学、教育心理学、心理カウンセリング及び児童養護実践学その他の文化科学的研究の振興・普及のための研究会、講演会、座談会の開催及び後援、講師の養成」に該当する、当公益財団法人の主たる業務です。

第五の事業 「谷口雅春先生記念館」建設に向けて

前記の第一の事業及び第三の事業の説明に記載のとおりです。